

# 富士 ふれあいの村だより

第26号  
令和4年3月

## コロナ禍の中、大きく繁った『ふれあいの樹』

山梨県立富士ふれあいセンター  
所長 落合清司

富士山に2番目に近い県有施設。昨年の4月に当センターに赴任し、まず思ったことは「なんて素晴らしい環境なんだろう!」ということです。県職員生活37年目となります。広大な敷地にゆとりある空間、周囲の環境、執務環境ともに言うことなく、実に働きやすい職場です。

朝一番、所長室のブラインドを開け、松林の向こうに聳える富士を毎日仰ぎ見ています。とても贅沢な一日の始まりです。今は一月下旬、銀嶺の富士の稜線から雪煙が舞い上がっています。壯嚴の一言です。

センターでは、障害をお持ちの方、また、そのご家族や障害福祉に係わる方々を対象に「障害に係る一般相談」や「ことばの療育相談」、「心理判定」、「各種講座・研修」、「富士ふれあいの村まつり」など、様々な事業を実施しています。その中でも、なんと言っても一番の大きな事業が、「富士ふれあいの村まつり」の開催です。

「富士ふれあいの村まつり」は、例年9月の第2土曜日に、ふじざくら支援学校のグラウンドにおいて開催しています。地域住民の皆様と障害者の方々とのふれあい交流の場として、毎年1,500人近くの来場者を集める、賑わいの「福祉まつり」となっています。

障害者の方々が、演技や演奏など日頃の練習の成果を発表したり、模擬店やフリーマーケット、お楽しみ抽選会など盛りだくさんで、青空の下、初秋の一日を思い思いで楽しんでいます。

ところがです。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、やむなく中止となってしまいました。動画配信での開催も検討しましたが、「ふれあう」ことが一番の目的であるため、断念せざるを得ませんでした。

そして、本年度こそはと思っていたが、コロナウイルスは変異を繰り返し、さらに感染力を高めています。障害者の方は、感染による重症化リスクが高いとも言

われていたので、令和3年度もいたしかたなく、中止の決断となりました。

「そうは言っても、何かしたいよね。」という声があがり、センター職員の発案に絵手紙教室の先生のアドバイスを受け、『ふれあいの樹』を制作することにしました。これは、大きな樹の絵を描き、その枝に『葉っぱ』を貼って、大きく繁らせるという作品です。『葉っぱ』はふじざくら支援学校の生徒さんや、はまなし寮の入所者の皆さん、北麓地域の福祉施設の利用者の皆さんなどが、それぞれの思いで描き上げ、自由に樹の枝に貼り付けていました。中には『葉っぱ』の絵の中にメッセージを書き入れるものもありました。そして完成したのが、写真の大きく繁った『ふれあいの樹』です。縦3m×横10mの巨大な壁面工作物となりました。

完成した『ふれあいの樹』に加え、各福祉事業所で制作した芸術作品も一般に公開し、250人近くの方々に鑑賞していただきました。来場者同士のちょっとした「小さなふれあい」の場となりました。

来年度は、初秋の青空の下、来場者の皆さんのが輝く笑顔と「もっと大きなふれあい」ができるのを期待しています。(ただ、この原稿を書いている一月下旬、変異株オミクロンの猛威により、感染の第6波に突入していました。)

祈 コロナ早期終息!!



《ふれあいの樹》

# はまなし寮

寮長 口 芳樹

コロナ禍での生活も2年となりました。その間、国や山梨県からの助成金、民間の企業や地域の皆さんからの感染予防品の寄付など、多くの方の支援に支えられ、クラスターの発生などの事態に至っていないことを心より感謝いたします。そのような中、手の消毒や手洗い、マスク着用、体調管理、ソーシャルディスタンスなどの感染予防の習慣が定着し、利用者、職員の体調不良が激減しました。反面、外出や面会の制限によるメンタルの問題、イライラや喧嘩、小さなことにこだわったりする方は増えているように感じます。そんな自粛中の行事では、招待者やボランティアの参加も見送らざる得ない状況。職員や利用者自治会のみなさんで、感染予防をしながら工夫を凝らして楽しい時間を過ごしました。その様子をいくつかレポートしたいと思います。

## ■春まつり(5月14日)と夏まつり(7月9日)

例年、野外で季節の雰囲気を感じながら、ご家族やボランティアのみなさんをお招きして屋台を出して交流を楽しむ行事です。春まつりは選抜カラオケ大会。お食事は春を感じるメニューでの春弁当。当日はミニ舞台で利用者さんが熱唱。スター気分の利用者さんの歌声と声援も、ここぞとばかりに熱が入っていました。夏まつりはやっぱり盆踊り。施設内で職員、利用者さん一緒に踊りました。室内だったので不思議な一体感。その後廊下でアイスクリームなどのミニ屋台で、お祭りの雰囲気を楽しみました。



## ■店屋物(毎月)

外出や外食が困難な中、はまなし寮では毎月希望をとて「店屋物(出前による外食サービス)」が注文できます。「お寿司」や「饅」の定番和食が人気ですが、デリバリーでのハンバーガーや洋食のバリエーションもあります。専従の栄養士と相談

TEL (0555) 72-5322

FAX (0555) 72-5325

E-mail : hamanashi@yfj.or.jp

<http://www.yfj.or.jp/hamanashi/>

しながらメニューを決めている様子は、本当に楽しそうです。当日は、職員も利用者さんも「今日は何にしたの?」「それ美味しいだね」など、話題が盛り上がります。配達をしてくれる店が増えたことは、ちょっとしたコロナメリットでしょうか。

## ■もちつき会(12月14日)とクリスマス会(12月21日)

日本の暮れはお餅つき!毎年、杵と臼でお餅を捣きます。飲み込みが難しい方も増えたので、うち米を混ぜたお餅もご用意。職員の介添えで利用者さんにも捣いてもらいました。若い職員には経験のない者もいて、後継の育成(?)が必要と感じる行事です。クリスマス会は、職員ギターフルートユニットによる渾身のライブ。楽器の音色と共に、みんなでクリスマスソングとポップスを唄いました。その後はおしゃれなパーティー料理で、笑顔あふれる会となりました。



毎日に笑顔のアクセントがつくように過ごした時間は、貴重な体験。今後感染が収まれば、ボランティアや来訪者のみなさんと、より楽しめるはまなし寮になるようにしていきたいと思います

## トピックス

はまなし寮

## ■IT活用によるお楽しみ発見!

コロナ禍で身近になったIT。利用者さんが触れる機会が多くなりました。今回、山梨県とdocomoで企画された、「リモート観光地めぐり」に参加。施設内に居ながらアバターロボットによる観光地巡りを楽しめていただきました。他にも、Youtubeを活用しての映像体験や、WEBでの他事業所と合同のレクリエーションなど、パソコンの活用は、利用者さんの楽しみを広げるツールとして、今後取り入れていきたいと思っています。



# ふじざくら支援学校

TEL (0555) 72-5161  
FAX (0555) 72-5164  
E-mail : hujizkr-yg@pref.yamanashi.lg.jp

## 新たな四半世紀に

校長 望月 公

本校は、知的障害、肢体不自由、そして重複した障害のある児童生徒を教育の対象とする養護学校として、平成8年4月に富士ふれあいの村に開校しました。今年度は、開校から26年目に当たります。本校の歴史は新たな四半世紀に入ったところです。

さて、新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックにより延期されていた[東京2020オリンピック・パラリンピック]が、この夏に開催されました。コロナの影響で直接観戦することは許されませんでしたが、オンラインで映し出されるテレビ画面に釘付けになり、手に汗握ったり、胸が熱くなったりして、記憶に残るすばらしい大会でした。

パラリンピックにおいては、初めて知る競技も多くありました。そして、それぞれの競技では選手の障害の状態に応じて区分けされており、競技ごとに適切な配慮がなされていることに驚きました。また、参加しているいずれの選手からも、競技にかける思いや自分の限界に挑戦する強い意志が見て取れました。日本のみならず世界中の人々に、多くの感動を与えたことと思います。

## トピックス

ふじざくら支援学校

### 小学部 地域交流

11月に富士吉田市立図書館おはなし会「このはなさくや」さんが来校し、大型絵本などを使った読み聞かせをしてくださいました。『猫のお医者さん』のパネルシアターでは、次々に出てくる動物の患者さんのやり取りを見て「おもしろい！」と盛り上



がる児童がたくさんいました。『からだカルタ』の手遊びでは、歌や言葉をよく聞いて、リズムに合わせて身体を動かすことを一緒に楽しみました。楽しい内容をたくさん用意していただき、充実した時間を過ごすことができました。

# 障害者手帳の交付状況について

山梨県障害者相談所  
所長河西文子

障害者手帳は、障害のある方を対象に、申請により交付される手帳で、「精神障害者保健福祉手帳」「身体障害者手帳」「療育手帳」の3種類があります。私の勤務する障害者相談所では、「身体障害者手帳」と「療育手帳」を交付する仕事をしています。実際に手帳をご覧になったことがない方もいらっしゃると思いますので、この2つの手帳について簡単にご紹介します。

まず、「身体障害者手帳」ですが、赤い表紙で、対象となる障害が、「視覚障害」「聴覚・平衡機能障害」「音声・言語・そしゃく機能障害」「肢体不自由」「心臓機能障害」「じん臓機能障害」「呼吸器機能障害」「ぼうこう・直腸機能障害」「小腸機能障害」「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」に分かれています。さらに障害ごとに1級から7級までの等級に分かれており、複数の障害がある場合は等級が合計されて、1級から6級までの方に手帳が交付されます。

現在、山梨県全体では約35,000の方に、富士・東部圏域では約6,800の方に身体障害者手帳が交付されています。県内人口の減少や高齢化の状況によると思いますが、身体障害者手帳の交付件数は、年々、減少傾向にあります。障害別でみると、「肢体不自由」が最も多く約半数をしめ、次に多いのが「心臓機能障害」で約2割になります。10年前と比較して増えているのが、「じん臓機能障害」と「ぼうこう・直腸機能障害」で、これらは、主に人工透析を受けている方や人工肛門等を造設した方になります。

次に、「療育手帳」ですが、紺色の表紙で、児童相談所（18歳未満）または障害者相談所（18歳以上）において知的障害と判定された方に交付

されます。障害の程度によって、重度「A」が、A-1、A-2a、A-2b、A-3と、中軽度「B」がB-1、B-2に区分されます。発達障害のある方は基本的には「精神障害者保健福祉手帳」の対象となります。知的障害を伴う発達障害の場合は「療育手帳」の取得も可能です。

現在、山梨県全体では約6,900の方に、富士・東部圏域では約1,500の方に療育手帳が交付されています。療育手帳の交付者数は、身体障害者手帳とは異なり、年々、増加傾向にあり、特に障害程度が軽度の方が増えています。県内の出生数は減少傾向ですが、18歳未満の交付者数は増加傾向で、最近の特徴として、軽度の知的障害の方が、成人に達してから、就労や福祉サービスの利用に際して手帳を取得するというケースが増えています。

障害者手帳をお持ちになることで、通所や入所等の様々な福祉サービスを利用できるほか、医療費の助成や交通運賃の割引、税金の控除、障害者雇用の求人への応募ができるなどのメリットがあります。障害の種類や程度によって制度の対象となることもありますので、詳しくは、お住まいの市町村に相談するとよいと思います。

また、似たような制度で日本年金機構の「障害者年金」がありますが、これは障害者手帳とは別の制度で、申請条件や手続きの方法、障害の等級等が異なり、障害者手帳を持っていなくても申請することができます。

障害者手帳の取得によって、障害をお持ちのご本人やご家族、まわりの方々にとって、少しでも日々の生活が豊かになり、自分らしく人生を楽しむことにつながりますよう望んでいます。

# 変化する社会と療育事業

山梨県障害児(者)地域療育等支援事業

東部地域療育コーディネーター 西 室 稔 子

地域療育コーディネーターが行う「障害児(者)地域療育等支援事業」とは、地域で生活している障害のある方(重症心身障害児(者)、身体障害児(者)及び発達障害児(者))やその家族が安心して暮らすため、地域療育コーディネーターを中心に相談支援や情報提供、関係機関との調整、研修会の実施等を行う事業とされています。

事業には、保育所(園)、幼稚園や学校、放課後等デイサービス事業、学童クラブ等から訪問の依頼を受け、心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等の専門家が訪問し、療育に関する相談に対して職員や時には保護者に助言や指導を行う事業=施設支援一般指導事業があります。特に保育所(園)からの依頼が多く、相談したい対象児に関する主訴は様々で、「ことばが気になる(発音、遅い、吃音など)」、「コミュニケーションが上手くいかない」、「発達が全体的に遅れているのではないか」、「運動が苦手」、「落ち着きがなく、集団の中に入っていられない」など多岐にわたります。こうした相談の対象になる子どもは「気になる児」、つまり「発達に何らかの気にかかるところがある子」という言い方をさせていただいています。

発達には個人差があり早い子もいればゆっくりな子もいます。父母の性格やその子自身の性格、家庭環境もあり、その発達の気にかかるところは何なのかという解明が難しい子どもが多くいます。また、そうした子どもの中には知的障害や発達障害といった診断を受ける子どももいます。専門家の先生方には、発達の気になる子どもがどうすれば保育所(園)で日々を楽しく過ごすことが出来るか、保育者が困っていることに対しての関わり方のヒントや、子どもの成長を促すためにどのような働きかけが必要かなど、適切な助言をしていただいているです。

コーディネーターとして訪問に同行させていただく中で最近感じることは、子育て環境が変わってきたことです。急速なIT産業の発展とともに私たちの生活は大きく変わりました。スマートフォンの普及により「スマホ育児」という言葉が生まれ

たように、子ども達が非常に小さいうちからタブレットや携帯電話(スマートフォン)を見る傾向が強くなっています。「スマホを見させておけば静かにしているから」という理由で長時間見せていたり、母親自身もスマホを見ながら子どもと話をする場面が多く見られます。そういう環境の中では、子どもは次第に周囲の人々に興味や関心を持たなくなる、自分でスマホの操作が出来るようになると自分中心で相手の反応を気にしなくなるなど、人とのやり取りの場面で気になる行動が現れる子どもがいます。

また、携帯ゲームで遊ぶことが増えることにより外遊びが減っていることから、体幹が弱く、体の使い方が上手くいかない子どもが多いと感じています。専門家の先生はそういった子育て環境の変化を踏まえたうえで、子どもの成長の促し方や関わり方を保育所(園)の遊びや生活に取り入れやすいように助言していただいている。

コーディネーター事業の中には、他に「在宅支援訪問療育等指導事業」があり、発達が気になる子どもとその保護者の相談を行っています。東部圏域では「ことばの巡回相談」と「作業療法巡回相談」があります。2~3歳児から上は18才位までの子どもを対象に、言語聴覚士と作業療法士が、ことば、生活面での困りごと、学習面(学校生活、就学や進学)などについて保護者の相談に乗り、家庭での適切な関り方や働きかけを、子どもの成長を見ながらアドバイスをしていただいている。少子化や核家族化が進む中、母親の悩みごとや相談は、母親一人で抱えることが多くなっており、療育相談の中では母親のサポートも大きな役割の一つになっています。

「障害児(者)地域療育等支援事業」が東部圏域で始まり、この4月で19年になります。地域の課題や事業の果たす役割は社会の変化と共に変化しています。こうした変化の中で、何が求められているか、何ができるのかを、福祉だけでなく行政、医療、教育など他の分野と連携しながら、今後の療育事業を進めていかなければならないと感じています。

# 「富士ふれあいの村」へのアクセス



富士ふれあいセンター



はまなし寮



ふじざくら支援学校



富士・東部小児リハビリテーション診療所



## 交通案内

- 車**：河口湖インターより約2分
- タクシー**：河口湖駅より約5分
- バス**：河口湖駅よりレトロバスで「山梨赤十字病院」下車徒歩5分

## 編 集 後 記

富士ふれあいの村だよりは今回で第26号の発行となりました。お忙しい中、寄稿いただいた皆様には感謝申し上げます。新型コロナウイルスの波と付き合いながらの生活が続いています。今できることを考え、それが富士東部圏域の地域福祉の充実につながるよう連携しながら、事業運営を行っていきたいと考えております。



編集・発行  
**山梨県立富士ふれあいセンター**

〒 401-0301  
山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1  
TEL (0555) 72-5533  
FAX (0555) 72-5539  
E-mail : fuj-hureai@pref.yamanashi.lg.jp